

愛媛県「三浦保」愛基金環境保全・自然保護分野公募事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体が行う環境保全や自然保護に係る自主的な事業を広く公募し、優れていると認められる事業に対し県が愛媛県「三浦保」愛基金（以下「基金」という。）を活用して補助金を交付する愛媛県「三浦保」愛基金環境保全・自然保護分野公募事業（以下「公募事業」という。）を実施することにより、環境保全活動及び自然保護活動の活性化を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 公募の対象となる団体は、県内に事務所を有する特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体（法人格の有無は、問わない。）であって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) おおむね1年以上継続して環境保全又は自然保護に関する活動を行っていること。
- (2) 団体の組織を備え、定款、寄附行為、規約、会則その他の団体の運営に関する規程を有するとともに、運営に当たっては多数決を原則としていること。
- (3) 財産及び会計の管理が適切に行われていること。

2 前項に定めるもののほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校におけるグループで、環境保全又は自然保護に関する活動を行っているものは、公募の対象とする。この場合においては、学校長等指導的立場の者が第5条の申込みを行うものとする。

(対象事業)

第3条 公募の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業であって、国、県又は市町からの助成その他の公的助成を受けず、かつ、原則として公募事業実施年度の3月15日までに完了するものとする。

- (1) 地球温暖化防止を推進する活動に関する事業
- (2) 環境学習を推進する活動に関する事業
- (3) 生活環境を保全する活動に関する事業
- (4) 自然環境を保全し、又は活用する活動に関する事業

(補助金の交付)

第4条 県は、公募に応じて申込みのあった事業のうちから、基金の趣旨に合致し、より実施効果が高いと認められる事業を選考し、別に定めるところにより、当該事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において事業実施団体に補助金を交付する。

(応募方法)

第5条 応募しようとする団体は、別に定める募集要領により、指定された期日までに知事に申し込まなければならない。

2 応募は、一の年度において、1団体1事業とする。

(選考方法)

第6条 補助金交付対象事業の選考は、公募事業審査会(以下「審査会」という。)及び愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)の審査を経て、知事が決定する。

2 審査会においては、所管課の意見を聴取した上で、一次審査及び二次審査を行う。

3 審査会の一次審査は、書類審査により二次審査を行う事業を選考し、二次審査は、一次審査で選考した事業の応募団体によるプレゼンテーションを経て、総合的に評価し、順位を付して、運営委員会に付議する。

4 運営委員会は、審査会において二次審査を行った事業について、審査会の選考結果を基に審査し、審査結果を知事に報告する。

(審査会)

第7条 審査会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 審査会の会長は、環境創造センター所長の職にある者をもって充てる。

3 審査会の審査要領は、審査会で定める。

(情報公開)

第8条 補助金交付対象事業については、当該事業の概要及び事業実施団体の名称等を公表する。

(事業の事後評価)

第9条 事業実施団体は、事業実施後、事業評価を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

2 前項の事業評価の結果は、環境保全活動及び自然保護活動の推進に生かすため、広く公表する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、公募事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月9日から施行する。

別表(第7条関係)

- | | |
|---|-------------------|
| 1 | 環境創造センター所長 |
| 2 | 県民環境部環境局長 |
| 3 | 県民環境部環境局環境技術専門監 |
| 4 | 県民環境部環境局環境政策課長 |
| 5 | 県民環境部環境局循環型社会推進課長 |
| 6 | 県民環境部環境局自然保護課長 |